

財務省告示第五百十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年十一月二十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第七十
二回）
二 財政融資資金特別会計法（昭和
二十六年法律第一百一号）第十一
条第一項並びに国債整理基金特
別会計法（明治三十九年法律第
六号）第五条第一項及び第五
ノ二

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であつて財務大
臣が各限額市場特別参加者ごと
に「国債市場特別参加者」の以
下「国債市場特別参加者」第
非価格競争入札」という。）によ
る発行（以下「国債市場特別参
加者」第「非価格競争入札発行」

五 募入決定の方法

と
いう。）
非価格競争入札発行」

十四	二十	十九	十八	十七	十六	十五
初期利子	第二期利子以後	償還金支額	償還金支額	元利支額	払場所	入札参加者
払込期日	払込期日	払込期日	払込期日	払込期日	払込期日	払込期日

座に記載又は記録されるもの
 についで、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合、
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税
 の税率を乗じた金額を控除
 することができる。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{21}{100} \times \frac{1}{2}}$$

平成十七年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成三十六年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成十六年十一月二十二日